

SBIカード個人会員規約（MasterCard会員用）ーサービス終了に伴う特約

2018年8月1日以降は、当社と本会員との間において、SBIカード個人会員規約（MasterCard会員用）及びこれに付随する合意（総称して以下「本規約」という。）に加えて、以下の特約（以下「本特約」という。）が適用されるものとし、本特約の内容と矛盾又は抵触する本規約の条項は、その限度で効力を有しないものとします。

なお、本特約において用いられる用語の意味は、本特約において特に定義をする場合を除き、本規約において定められた定義の意味に従うものとします。

第1条 （毎月のお支払方法）

1. 本会員は、毎月5日（以下「支払日」という。）において、本規約に基づき当社に対して負担する債務を支払うものとします。
2. 本会員は、当社に対し、以下の各号に定めるお引落方法に従って未払債務を支払います。
 - (1) 2018年7月31日時点において当社が認識しているご利用分に係る未払債務
元金均等返済
2018年7月31日時点において当社が認識している未払債務の残高について元金を均等にした上で計算したお支払額（①本特約第6条第2項に定めるカードショッピング支払元金額及びショッピング手数料、②本特約第8条第2項に定めるマネーサービス支払元金額及びマネーサービス利息、③カードショッピングに係る債務又はマネーサービスに係る債務以外の債務であって当社が別途定めるものの合計金額をいう。以下同じ。）をお引落金額とするお引落方法（ただし、2018年7月31日時点において当社が認識した未払債務のうち、残高一括払いの設定がなされ、同日の直前のお支払日以降新たに発生したカードショッピング利用代金であり、かつ、2018年6月18日以降の本規約に基づく締切日から同年7月31日までに当社が認識したものについては、未払債務の合計額をお引落金額とするお引落方法）
 - (2) 2018年8月1日以降に当社が認識したご利用分に係る未払債務
残高一括払い
2018年8月1日以降に当社が認識した未払債務の合計額をお引落金額とするお引落方法
3. 当月請求額の合計は、毎月20日を目途として当社が定める日（以下「締切日」という。）を基準として当社が把握した未払債務により決定します。
4. 請求手続きの結果、お引落口座の残高不足等によりお引落日に当月請求額の自動口座振替によるお引落ができない場合、当社は、本会員の指図なしで当月請求額の全部又は一部につき、お引落日当日又はそれ以降に再度自動口座振替によるお引落をすることができるものとします。

第2条 （お引落口座）

1. お引落口座は1つに限ります。なお、お引落口座とは、毎月の支払日における自動口座振替によるお引落に使用する口座をいいます。

2. 2018年8月1日以降のお引落口座は、当社所定の方法によりご設定いただきます。また、当社に申し出て当社が相当と認めた場合には、お引落口座を変更することができます。
3. 本会員は、自己に発行されたすべてのカード(ファミリーアカウント会員カードを含みます。)について、お引落口座からのお引落の方法により、当社への支払を行うものとします。また、当社が相当と認めた場合は、当社の指定する預金口座への振込等の方法により支払うものとします。なお、本会員は、オンラインチェックを利用することはできません。

第3条 (ご利用明細)

1. 当社所定 web サイトにより利用明細書に係る情報の提供をするサービスは、ご利用いただけません。
2. 当社は、本会員に対し、2018年7月31日時点において当社が認識しているご利用分に係る未払債務の残高について、同年9月以降の支払日における未払債務の通知書、元金均等返済における返済予定表およびご利用履歴等(以下「返済通知書等」という。)を通知します。
3. 本会員が既に送付した返済通知書等を重ねて通知をすることを申し出た場合には、本会員の届出住所又は勤務先住所に対し、普通郵便その他当社所定の方法により返済通知書等を送付することにより前項に定める通知を行います。この場合、本会員は、当社に対し、通知の送付に係る手数料(この手数料は、マネーサービスのご利用明細書の交付の対価としてではなく、カードショッピング利用のご利用明細書の交付の対価として申し受けるものです。)を支払うものとします。なお、請求額がない場合、本条に基づく通知の送付による通知を省略することがあります。
4. 本特約第4条に基づく繰上返済があった場合には、繰上返済後において当社が認識しているご利用分に係る未払債務の残高について、繰上返済日以降の支払日における元金均等返済に係る返済通知書等を通知します。また、残高一括払いに係る金額については、本会員の通知の希望がある場合に当該通知するものとします。
5. 前3項の規定にもかかわらず、本会員は、通知の送付を希望しない旨を当社に申し出ることができ、かかる申し出があったときは、当社は、相当と認める場合に限り、本会員に対して当該通知を送付しないものとします。
6. 本会員は、当社が本条に基づく通知した内容に異議がある場合は、通知を受けた後の直後の支払日の前日までに当社に対して申し出るものとします。ただし、前項により返済通知書等が送付されない場合は、当社が通知した後の直後の支払日の前日までに当社に対して申し出るものとします。

第4条 (繰上返済)

1. 本会員は、振込みによる方法により、繰上返済を行うことができます。本会員は、繰上返済をした場合であっても、カードショッピング利用代金残高がある場合は、その後に到来する支払日において本特約第1条第2項に基づく返済方法により支払をすることが必要になります。
2. 前項の繰上返済は、マネーサービス利用金額についてはその利用日から前項の定めに従って随時行うことができますが、カードショッピング利用代金については、直近の締切日におけ

るカードショッピング利用代金残高とそのショッピング手数料についてのみ行うことができます。

第5条 (カードショッピングの取扱い)

1. 会員は、カードショッピングをご利用いただくことはできません。
2. 2018年7月31日時点において当社が認識しているカードショッピング利用について、ショッピング手数料の手数料率が異なるものが存在している場合には、同日の翌日以降は、最も低い手数料率を適用します。

第6条 (カードショッピングのご返済方式及びお引落方法)

1. 2018年7月31日時点において当社が認識しているカードショッピング利用に係るカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料のご返済方式は、同日におけるカードショッピング利用代金残高の合計額を基礎にした元金均等返済の方式によるものとします。ただし、本特約第1条第2項第1号ただし書に基づくカードショッピング利用代金については、未払債務の合計額をお支払いいただきます。
2. 2018年7月31日時点において当社が認識しているカードショッピング利用代金残高及びそのショッピング手数料については、同日におけるカードショッピング利用代金残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）の合計額を基準として、別表1に定める支払元金額にショッピング手数料を加えた金額（以下「ショッピング支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。ただし、本特約第1条第2項第1号ただし書に係るカードショッピング利用代金の未払債務の合計額については、本特約の適用後の初回のお引落日において、ショッピング支払額に加算してお支払いいただきます。
3. 2018年8月1日以降に当社が認識したカードショッピング利用代金のご返済方式は、残高一括払いによるものとします。
4. 残高一括払いにおけるカードショッピング利用に係る当月請求額は、締切日におけるカードショッピング利用代金残高の合計額とします。

第7条 (マネーサービスの取扱い)

1. 会員は、マネーサービスをご利用いただくことはできません。
2. 2018年7月31日時点において当社が認識しているマネーサービス利用について、利息の利率が異なるものが存在している場合であっても、それぞれ従前どおりの利率が適用されるものとします。

第8条 (マネーサービスのご返済方式及びお引落方法)

1. 2018年7月31日時点において当社が認識しているマネーサービスのご利用金額及びその利息の返済方式は、同日におけるマネーサービスのご利用金額の合計額を基礎にした元金均等返済の方式によるものとします。
2. 2018年7月31日時点において当社が認識しているマネーサービスのご利用金額及びその利

息については、同日におけるマネーサービスご利用残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）の合計額を基準として、別表 2 に定める支払元金額に利息を加えた金額（以下「マネーサービス支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。

<別表 1> カードショッピングの支払額表

	カードショッピング利用代金残高	支払元金額
①	10 万円未満	2,700 円
②	10 万円以上 20 万円未満	3,500 円
③	20 万円以上 30 万円未満	5,300 円
④	30 万円以上 35 万円未満	6,000 円
⑤	35 万円以上	カードショッピング利用代金残高÷60 回 (100 円単位で繰上げ)

※ 上記表に記載されたカードショッピング利用代金残高は、2018 年 7 月 31 日時点において当社が認識しているカードショッピング利用残高の合計額をいいます。ただし、本特約第 1 条第 2 項第 1 号ただし書に係るカードショッピング利用代金の未払債務の合計額については、本特約の適用後の初回のお引落日において、ショッピング支払額に加算してお支払いただきます。

※ 上記表に記載されたカードショッピング利用代金残高に応じた支払元金額に本規約に基づき発生したショッピング手数料を加えた金額をお支払いただきます。当該支払額がショッピング支払額となります。

※ 最終回の支払元金額は、表に記載された支払元金額を下回る場合があります。ただし、最終回の支払元金額が 1,000 円未満の金額となる場合には、最終回の直前の回の支払元金額に当該金額が加算されます。

※ 2018 年 8 月 1 日以降に当社が認識したカードショッピング利用代金のご返済方式は、残高一括払いによるものとします。当該カードショッピング利用代金にショッピング手数料はかかりません。

※ お引落口座の残高不足等によりショッピング支払額引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

※ カードショッピング手数料は、実質年率で 1.98～14.6%となります。カードショッピング手数料は、会員毎に異なり、返済通知書等に表示して通知いたします。

※ 2018 年 7 月 31 日時点において当社が認識しているカードショッピング利用代金残高が 35 万円以上のショッピング支払額の例

1) 50 万円の場合：8,400 円×59 回、4,400 円×1 回

2) 130 万円の場合：21,700 円×59 回、19,700 円×1 回

上記 1) 2) の支払元金額に加え、カードショッピング利用代金残高に対するカードショッピング手数料が加わります。

<カードショッピングの元金均等返済によるお支払例①（返済回数 60 回未満の場合）>

引落方法が元金均等返済、支払日が毎月 5 日、締切日が毎月 20 日、手数料率の実質年率 12.0% のカードを使用し、2018 年 7 月 31 日時点のカードショッピング利用代金残高が 200,000 円、未収の手数料が 394 円、遅延損害金はなし、以降のカードショッピング利用がない場合（ただし、支払日は金融機関休業日ではないものとし、うるう年は考慮しないものとする。）のご返済例です。初回お支払日は 9 月 5 日、最終お支払まで 3 年 2 ヶ月 38 回のお支払となります。お支払総額は 239,455 円となります。

◆初回お引落日（9 月 5 日）のお支払

- ・ 2018 年 7 月 31 日時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 200,000 円
- ・ ショッピング支払元金額 5,300 円（<別表 1>③）
- ・ お引落日時点でのショッピング手数料 2,761 円
 - 内、2018 年 7 月 31 日時点の未収のショッピング手数料 394 円
 - 8 月 1 日から 9 月 5 日までのショッピング手数料
 $200,000 \text{ 円} \times 12.0\% \div 365 \text{ 日} \times 36 \text{ 日} = 2,367 \text{ 円}$
- ・ 9 月の当月請求額（ショッピング支払額） 8,061 円
 - 内、ショッピング手数料への充当額 2,761 円
 - カードショッピング利用代金残高への充当 5,300 円
- ・ お引落後のカードショッピング利用代金残高 $200,000 \text{ 円} - 5,300 \text{ 円} = 194,700 \text{ 円}$

◆第 2 回お引落日（10 月 5 日）のお支払

- ・ 締切日（9 月 20 日）時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 194,700 円
- ・ 10 月のショッピング支払元金額 5,300 円（<別表 1>③）
- ・ お引落日時点でのショッピング手数料 1,920 円
 - $194,700 \text{ 円} \times 12.0\% \div 365 \text{ 日} \times 30 \text{ 日} = 1,920 \text{ 円}$
- ・ 10 月の当月請求額（ショッピング支払額） 7,220 円
 - 内、ショッピング手数料への充当額 1,920 円
 - カードショッピング利用代金残高への充当 5,300 円
- ・ お引落後のカードショッピング利用代金残高 $194,700 \text{ 円} - 5,300 \text{ 円} = 189,400 \text{ 円}$

◆最終支払月（3 年 2 ヶ月/38 回）までのお支払総額は、239,455 円になります。

<カードショッピングの元金均等返済によるお支払例②（返済回数 60 回の場合）>

引落方法が元金均等返済、支払日が毎月 5 日、締切日が毎月 20 日、手数料率の実質年率 10.0% のカードを使用し、2018 年 7 月 31 日時点のカードショッピング利用代金残高が 500,000 円、未収の手数料が 821 円、遅延損害金はなし、以降のカードショッピング利用がない場合（た

だし、支払日は金融機関休業日ではないものとし、うるう年は考慮しないものとする。)のご返済例です。初回お支払日は9月5日、最終お支払まで5年0ヶ月のお支払となります。お支払総額は627,593円となります。

◆初回お引落日(9月5日)のお支払

- ・2018年7月31日時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 500,000円
- ・ショッピング支払元金額 8,400円 (<別表1>⑤)
- (<別表1⑤>) ショッピング支払元金額の算出方法
- 500,000円 ÷ 60回 = 8,333.33...円 → 100円単位で繰上げ 8,400円
- ・お引落日時点でのショッピング手数料 5,752円
- 内、2018年7月31日時点の未収のショッピング手数料 821円
- 8月1日から9月5日までのショッピング手数料
- $500,000円 \times 10.0\% \div 365日 \times 36日 = 4,931円$
- ・9月の当月請求額(ショッピング支払額) 14,152円
- 内、ショッピング手数料への充当額 5,752円
- カードショッピング利用代金残高への充当 8,400円
- ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 $500,000円 - 8,400円 = 491,600円$

◆第2回お引落日(10月5日)のお支払

- ・締切日(9月20日)時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 491,600円
- ・10月のショッピング支払元金額 8,400円 (<別表1>⑤)
- ・お引落日時点でのショッピング手数料
- $491,600円 \times 10.0\% \div 365日 \times 30日 = 4,040円$
- ・10月の当月請求額(ショッピング支払額) 12,440円
- 内、ショッピング手数料への充当額 4,040円
- カードショッピング利用代金残高への充当 8,400円
- ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 $491,600円 - 8,400円 = 483,200円$

◆最終支払月(5年0ヶ月/60回)までのお支払総額は、627,593円になります。

<別表2> マネーサービスの支払額表

	マネーサービスご利用残高	支払元金額
①	10万円未満	8,500円
②	10万円以上20万円未満	11,000円
③	20万円以上30万円未満	13,500円
④	30万円以上40万円未満	16,000円
⑤	40万円以上50万円未満	18,600円
⑥	50万円以上60万円未満	21,100円

- ※ 上記表に記載されたマネーサービスご利用残高は、2018年7月31日時点において当社が認識しているマネーサービスご利用残高の合計額をいいます。
- ※ 最終回の支払元金額は、表に記載された支払元金額を下回る場合があります。ただし、最終回の支払元金額が1,000円未満の金額となる場合には、最終回の直前の回の支払元金額に当該金額が加算されます。
- ※ 上記表に記載されたマネーサービスご利用残高に応じた支払元金額に本規約に基づき発生した利息を加えた金額がお支払金額となります。
- ※ お引落口座の残高不足等により、マネーサービス支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。
- ※ マネーサービスの利率は、実質年率7.0～20.0%となります。マネーサービスの利率は、会員毎に異なり、返済通知書等に表示して通知いたします。

<マネーサービスのお支払例>

引落方法が元金均等返済、支払日が毎月5日、締切日が毎月20日、利率の実質年率18.0%のカードを使用し、2018年7月31日時点のマネーサービスご利用残高が50,000円、未収の利息が147円、遅延損害金はなし、以降のマネーサービス利用がない場合のご返済例です。初回お支払日は9月5日、最終お支払日2月5日、<別表2>①より支払元金額は8,500円、6回のお支払でお支払総額は52,871円となります。

	お引落日	お支払額/月	内 利息充当	内 元金充当	支払後残高
初回支払	9月5日	9,534円	1,034円	8,500円	41,500円
2回目	10月5日	9,113円	613円	8,500円	33,000円
3回目	11月5日	9,004円	504円	8,500円	24,500円
4回目	12月5日	8,862円	362円	8,500円	16,000円
5回目	1月5日	8,744円	244円	8,500円	7,500円
6回目	2月5日	7,614円	114円	7,500円	0円
お支払総額		52,871円	2,871円	50,000円	

SBIカード個人会員規約 (MasterCard会員用)

第1章 総則

第1条(会員)

1. SBIカード株式会社(以下「当社」という。)は、本規約を承認のうえ入会を申込みされた方で、当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員とします。
2. 本会員は、本規約を承認した方を本規約に基づくクレジットカード利用(第2章のカードショッピング及び第3章のマナーサービス並びに第9条に定める付帯サービス等の利用をいう。以下同じ。)の代理人として指定し、ファミリーアカウント会員とすることを当社に申込みすることができます。なお、当社が当該申込みについて審査のうえ入会を承認した方をファミリーアカウント会員とします。
3. 本会員とファミリーアカウント会員を会員といたします。
4. 会員と当社との間における本規約を内容とする契約の成立日は、本条第1項に基づき当社が入会を承認した日とします。会員には、一般会員、ゴールド会員、プラチナ会員及びワールド会員の種類(この区分けによる会員の種類を、以下「会員種類」という。)があり、会員種類により別途特約がある場合は、その特約に従うものとします。

第2条(ファミリーアカウント会員)

1. 本会員は、ファミリーアカウント会員に対し、第3条第2項に定めるファミリーアカウント会員カードを使用して、本会員に代わって本規約に基づくクレジットカード利用を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与するものとし、ファミリーアカウント会員は、本会員の代理人としてクレジットカード利用を行うものとします。
2. 本会員は、ファミリーアカウント会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由又は不存在事由がある場合は、当社所定の方法によりファミリーアカウント会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとし、この申出以前には、本代理権が消滅したことを当社に対して主張することができません。
3. ファミリーアカウント会員によるクレジットカード利用は、すべて本会員の代理人としての利用として取扱われるものとし、本会員は、ファミリーアカウント会員によるクレジットカード利用に基づく一切の支払債務を負担するものとします。ファミリーアカウント会員は、本規約及びこれに基づく特約において会員が負担するものとして定める債務を除いては、クレジットカード利用に基づく支払債務を負担しないものとします。
4. 本会員は、本規約をファミリーアカウント会員に遵守させなければならず、ファミリーアカウント会員が本規約に違反した場合は、連帯して責任を負担するものとします。
5. 本会員は、ファミリーアカウント会員が本規約に関し当社に対して負担する債務については、連帯して責任を負担するものとします。

第3条(カードの発行)

1. 当社は、会員に対し、会員氏名・カード番号・カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されたクレジットカード(以下「カード」という。)を発行します。ただし、カードの所有権は当社に属し、当社が会員に対してこれを貸与するものとします。
2. 前項のカードのうち、ファミリーアカウント会員による利用のために発行するカードをファミリーアカウント会員カードといたします。
3. 会員は、既に当社からカードの発行を受けている場合には、第1項に基づくカードの発行に先立ち、その旨を当社に申告するものとします。
4. 当社は、本会員から申込みがあった場合で、当社が適当と認めるときは、2枚以上のカードを本会員に発行することができます。この場合、本会員は、その申込時に既に発行を受けているカードのカード番号を当社に申告しなければなりません。

第4条(カードの利用開始手続)

1. 当社よりカードが発行されたときは、会員は、自己の名がカード券面上に表示(アルファベット表示)されるカードの裏面の署名欄に、直ちに自署しなければなりません。
2. 会員は、当社から発行されたカード(第6条及び第7条に基づいて発行されたものを含む。)の使用を開始する前に、当社所定の手続きを行う必要があります。カードは、当社所定の手続きを行う前に使用することはできません。ただし、第6条第2項に基づくカードの発行その他当社所定の手続きを行う必要がないカードの発行においては、この限りではありません。

第5条(カードの管理等)

1. カードは、カードの券面上に表示され、裏面の署名欄に自署した会員本人以外には使用することはできず、また会員は、他人にカードを貸与、譲渡、担保提供する等他人の権利の目的にすることや他人にカード情報を利用させてはならないものとします。会員は、ショッピングご利用枠の現金化(いわゆる「クレジットカードのショッピング枠の現金化」をいい、以下同じ。)等を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピングご利用枠を

使用してならないものとします。

2. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・管理しなければなりません。
3. 前2項に違反してカードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約を適用し、会員がすべての責任を負うものとします。
4. 会員と加盟店間の取引が当該会員にとって商行為であると当社が判断した場合には、当該会員は、カードを利用することができません。

第6条(カードの有効期限と更新)

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面上に表示された月の末日までとします。
2. 当社は、カードの有効期限が満了する前に退会の申し出及び全部又は一部のカードの更新を希望しない旨の申し出がない本会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行し、会員規約書面と共にこれを送付します。本会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断、破棄するものとします。

第7条(カードの再発行等)

1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等又はカード情報の消失、不正取得改変等の理由により会員が希望し、当社が適当と認めるときは、カードを再発行します。
2. 当社は、カード情報の管理、保護その他の理由により業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、カード番号の変更を行ったときは、カードを再発行します。
3. 当社は、本会員からの申し出があり、当社が適当と認められた場合に、会員種類の変更を行うことができるものとし、会員種類の変更を行ったときは、カードを再発行します。
4. 第1項及び第2項によりカードを再発行する場合、本会員は当社所定の手数料を負担するものとします。

第8条(カードの機能)

1. 会員は、本規約に定める方法及び条件によりカードを使用することによって、カード利用を行うことができます。
2. カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。この場合、会員は、本規約に優先して、当該機能について別途定められる規約に従うものとします。

第9条(付帯サービス等)

1. 会員は、当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社が書面その他の方法により通知又は公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定がある場合はそれに従うものとします。また、付帯サービスが利用できない場合があること及び当社又はサービス提供会社が必要に応じて付帯サービス及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。

第10条(カードの年会費)

1. 本会員は、当社に対し、各カードについて、カード送付時等に指定する期日までに、所定の年会費を支払うものとします。
2. 既にお支払済みの年会費は、退会となった場合でもお返ししません。

第11条(暗証番号)

1. 当社は、入会承認時その他当社が必要と認めるときに、本会員に対し、当社所定の方法により、以下の各号に定める暗証番号を指定して登録し、会員にこれらを通知します。
 - (1)カード暗証番号(C-PIN)(4桁の数字)
 - (2)電話用暗証番号(T-PIN)(4桁の数字)
 - (3)Web用暗証番号(W-PIN)(8~20桁の英数字)
2. 会員は、前項各号の暗証番号(以下、まとめて「暗証番号」という。)を当社所定の方法により任意に変更して登録することができます。
3. 会員は、その使用が認められたカードの暗証番号(前項による変更後のものを含む。以下同じ。)を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の債務について、会員が支払の責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の使用につき、会員に故意及び過失がないと当社が認められた場合には、この限りではありません。

第12条(カードのご利用枠)

1. 当社は、本会員の総ご利用枠、総ショッピングご利用枠、総マネーサービスご利用枠並びに当該本会員に発行する各カードのカードご利用枠、ショッピングご利用枠及びマネーサービスご利用枠(以下、これらをまとめて「ご利用枠」という。)を審査のうえ決定し、これらを本会員に通知します。
2. 会員は、本会員が当社に支払うべき全未払債務(すべてのカードショッピング利用代金(現金価格に相当する金額であって、第34条で定義するカードショッピングの利用に係る代金をいう。以下同じ。))及びそのショッピング手数料(第37条で定義する。以下同じ。)、マネーサービスご利用金額及びその利息、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び年会費その他諸手数料並びに遅延損害金をいい、ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードに係る利用分を含む。以下同じ。)の合計額が本会員の総ご利用枠を超えない範囲で、カード利用をすることができます。
3. 会員は、未払債務のうち、その使用するカードの使用に係るカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料、マネーサービスご利用金額及びその利息、年会費その他諸手数料並びに遅延損害金の未払額の合計額が当該カードのカードご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用してカード利用をすることができます。
4. 会員は、本会員が支払うべきすべてのカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料の未払額(ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。)の合計額が本会員の総ショッピングご利用枠を超えない範囲で、かつその使用するカードの使用に係るカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料の未払額が当該カードのカードショッピングご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用して第2章に定めるカードショッピングの利用をすることができます。
5. 会員は、本会員が支払うべきすべてのマネーサービスご利用金額及びその利息の未払額(ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。)の合計額が本会員の総マネーサービスご利用枠を超えない範囲で、かつその使用するカードの使用に係るマネーサービスご利用金額及びその利息の未払額が当該カードのマネーサービスご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用して第3章に定めるマネーサービスの利用をすることができます。
6. 各ご利用枠を超えてカードを使用する場合は、あらかじめ当社の承認が必要になります。ただし、本会員は、ご利用枠を超えるカードの使用についても、当然に支払義務を負うものとします。
7. 当社は、当社が必要と認めた場合、各ご利用枠の増額、減額(その額を0円とすることを含む。)又は各ご利用枠について利用停止の措置を講じることができるものとします。ただし、増額については、会員から異議の申立てがあった場合、当社は当該異議の内容に従って増額前の利用枠まで戻す措置を講じるものとします。ご利用枠が減額又は増額となった場合には、当社は所定の方法によりこれを本会員に通知するものとします。

第13条(手数料及び利息等の計算方法等)

1. 手数料及び利息(遅延損害金を含む。以下、本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、年365日(ただし、閏年は366日)の日割計算によるものとし、これにより算定された計算結果において端数が生じる場合は小数点以下を切捨てるものとします。
2. 本会員は、金融情勢等の事情により、手数料率及び利率が変動することに異議のないものとし、また、第33条にかかわらず、当社が手数料率又は利率の変更を通知した後は、利用残高の全額に対して変更後の手数料率又は利率が適用されることを承諾するものとします。

第14条(海外におけるカード利用代金の決済レート等)

日本国外におけるカード利用代金は、外貨額を円貨に換算のうえ、日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。円貨への換算には、MasterCard International Incorporated(以下「MasterCard Int'l」という。)で売上処理された時点のMasterCard Int'lが適用した交換レートに日本国外での売上処理にともなう諸事務処理等所定の費用相当分を加算したレートを適用するものとします。

第15条(お支払等に使用する預金口座の登録等)

1. 本会員は、当社所定の手続きにより、当社所定の金融機関の中から選択した金融機関の自己名義の預金口座を当社へのお支払に使用する預金口座として設定するものとします(以下、設定手続きが完了した預金口座を「ご登録口座」という。)。なお、本会員は、ご登録口座を最大5つまで設定することができます。
2. 本会員は、毎月の支払日における自動口座振替お引落に使用する口座(以下「優先口座」といい、優先口座以外のご登録口座を「通常口座」という。)として、前項のご登録口座から1つを選んで指定するものとします。ご登録口座が複数の場合で本会員が優先口座を指定しないときは、当社が任意に選択したご登録口座を優先口座として取扱います。また、ご登録口座が1つ

の場合、当該ご登録口座が優先口座となります。

3. 本会員は、自己に発行されたすべてのカード(ファミリーアカウント会員カードを含みます。)について、各ご登録口座からのお引落の方法により、当社への支払を行うものとします。また、当社が適当と認めた場合は、当社の指定する預金口座への振込等の方法により支払うものとします。ただし、支払方法について別に定めがある場合は、その方法に従い支払うものとします。

第16条(毎月のお支払方法)

1. 本会員は、毎月の支払を行う日として、当社所定の日のうち本会員が希望する日をあらかじめ指定するものとします(以下、その指定した日を「支払日」という。)
2. 毎月のお引落は、支払日前条第2項の優先口座から行います。ただし、当月の支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日にお引落を行うものとします(以下、本項により定まるお引落が行われる日を「お引落日」といい、本項によるお引落及びお引落日におけるお引落以外の方法によるお支払いの請求を「請求手続」という。)
3. 本会員は、お引落日のお引落方法については、あらかじめ以下の各号に定めるお引落方法のいずれかを指定することができます。ただし、残高一括払いを指定している本会員が第18条に定めるオンラインチェックによる繰上返済を行ったときの取扱は同条第6項に従うものとします。また、本会員がお引落方法を指定しない場合は、ミニマムペイメント払いを指定したものとして扱うものとします。
(1)ミニマムペイメント払い ミニマムペイメント(①第36条第2項に定めるカードショッピング最低支払額、②第42条第2項に定めるマネーサービス最低支払額及び③カードショッピングに係る債務又はマネーサービスに係る債務以外の債務であって当社が別途定めるものの合計金額をいう。以下同じ。)をお引落金額とするお引落方法
(2)残高一括払い 全未払債務合計額をお引落金額とするお引落方法
4. お引落日に支払うべき金額(以下「当月請求額」という。)の合計は、当該お引落日より当社所定の日数をさかのぼった日(以下「締切日」という。)を基準として当社が把握した未払債務により決定します。なお、未払債務の計上が事務上の都合により遅れる場合があります。
5. 請求手続の結果、優先口座の残高不足等によりお引落日に当月請求額の自動口座振替によるお引落ができない場合、当社は、本会員の指図なしで当月請求額の全部又は一部につき、お引落日当日又はそれ以降に再度自動口座振替によるお引落をすることができるものとします。この場合には、当社は、本会員よりミニマムペイメント払いが指定されたものとして取り扱うものとし、ミニマムペイメントでお引落を行うものとします。会員は、お引落後に未払債務がある場合には、当該未払債務に係るショッピング手数料及び利息を負担するものとします。なお、本項に基づくミニマムペイメント払いに係る最低支払額を算出する基準となるカードショッピング利用残高又はマネーサービス利用残高の合計額の算定に当たっては、残高不足等に係る請求手続を行わなかったものとして扱います。
6. 本会員は、当社所定の方法により当社に申し出て当社が相当と認めた場合、ご指定支払日を当社所定の日のうち本会員が希望する他の日に変更することができます。この場合、当社が所定の手続きを完了した後に、ご指定支払日に変更されるものとします。なお、ご指定支払日を変更する手続きが行われた場合の締切日は、当社所定の方法により決定するものとし、当社は、これを変更手続完了後に当社所定の方法で本会員に通知します。

第17条(ご利用明細)

1. 本会員は、以下の各号に掲げる事項について承諾をします。
(1)当社が割賦販売法に基づいて本会員に交付することを要する書面の交付に代えて、インターネット上の当社所定のwebサイトにおいてhtml documentの形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。
(2)当社が貸金業法に基づき、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面(マンスリーステートメント)を交付するときは、当社が同法に基づき本会員に対して交付することを要する書面の交付に代えて、マネーサービス利用の都度、お取引金額及びお取引年月日を記載した書面(簡素化書面)を交付することができること。
(3)貸金業法に基づき本会員に対して交付することを要する書面(前号の書面を含みます)の交付に代えて、インターネット上の当社所定のwebサイトにおいてhtml documentの形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。
2. 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、本会員が当社所定の方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出をした場合には、本会員の届出住所又は勤務先住所に対し、普通郵便その他当社所定の方法によりご利用明細書を送付することにより前項に定める情報の提供を行います。この場合、本会員は、当社に対し、ご利用明細書の送付に係る手数料(この手数料は、マネーサービスのご利用明細書の交付の対価としてではなく、カードショッピング利用のご利用明細書の交付の対価として申し受けるも

のです。)を支払うものとします。なお、当月請求額がない場合又は年会費のみの場合、ご利用明細書の送付による通知を省略することがあります。

- 第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、ファミリーアカウント会員は、その使用が認められたカードの使用分についてのみインターネット上の当社所定のwebサイトにおいて閲覧できるものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、本会員は、ご利用明細の送付を希望しない旨を当社に申し出ることができ、かかる申し出があったときは、当社は、相当と認める場合に限り、本会員に対してご利用明細を送付しないものとします。
- 本会員は、当社が提供又は送付したご利用明細の内容に異議がある場合は、ご利用明細の提供又は送付を受けた後お引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。ただし、前項によりご利用明細が送付されない場合は、当社が提供又は送付した後お引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。

第18条(オンラインチェック及び繰上返済)

- 本会員は、Web、モバイル、電話その他当社所定の方法により、未払債務の全部又は一部につき随時支払を行うことができます(以下、本条に基づくお支払の方法を「オンラインチェック」といいます。)。当社は、本会員がオンラインチェックによる支払の申し出に従い、本会員が指定するご登録口座から指定金額を随時引落します。
- オンラインチェックによる支払については、本規約に定める他、当社並びに当社の提携金融機関所定の条件によるものとします。
- オンラインチェックによる支払の1日あたりの上限を5回までとします。なお、マネーサービス利用残高に関して、1日に複数回のオンラインチェックによる支払がなされた場合には、当社はこれを1回の弁済とみなすことができるものと、本会員はこれを承諾します。
- 本会員は、オンラインチェックによる繰上返済を行うことができます。この場合、直近の締切日に確定したミニマムペイメントを既に支払っているときは1円以上1円単位で支払うことができますが、その他の場合は、当該ミニマムペイメント以上1円単位の支払となります。
- 前項のオンラインチェックによる繰上返済は、マネーサービス利用金額についてはその利用日(第41条第2項に定めるものをいう。)から随時行うことができますが、カードショッピング利用代金については、直近の締切日におけるカードショッピング利用残高とそのショッピング手数料についてのみ行うことができます。
- 本会員があらかじめお引落方法を残高一括払いに指定していた場合で、当月請求額の一部又は全部についてお引落日より前に第4項のオンラインチェックによる繰上返済を行ったときは、当該お引落日のお引落方法は、ミニマムペイメント払いによるものとします(翌月以降は残高一括払いに戻ります。)。この場合、ミニマムペイメント相当額から繰上返済額を除いた残額があるときは、その額が当該お引落日のお引落額となり、残額がないときは、当該お引落日の引落は行われません。

第19条(支払金等の充当方法)

本会員の支払った金額が期限の到来した債務を完済させるに足りないときは、本会員からの申し出がない限り、当社は、特に通知せず、適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。ただし、カードショッピング利用による債務のうち、支払停止の抗弁にかかる債務については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第20条(費用の負担)

- カード利用又は本規約に基づく費用・諸手数料等に課税される消費税等の公租公課は、本会員の負担とします。
- 印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用並びに支払督促、訴訟、保全、執行等、法的措置に関する申立及び送達等の費用は、退会后といえどもすべて本会員の負担とします。

第21条(カードの使用、貸与の停止、法的措置、退会等)

- 当社は、本会員が支払を怠る等本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合その他当社が必要と判断した場合には、次の全部又は一部の措置をとることができます。なお、これらの措置は、加盟店等を通じて行われる他、当社所定の方法によるものとします。
 - カード使用の全部若しくは一部の停止又はカードの廃止
 - 本規約に定める一切のサービスの停止又は廃止
 - カード貸与の停止及びカードの当社への返却請求
 - 加盟店等に対する当該カードの無効通知
 - 当社が必要と認めた法的措置
- 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合その他当社が会員として不適当と認めた場合は、何らの通知及び催告を要せずに、当該会員を退会させることができます。
 - 本規約の規定のいずれかに違反したとき
 - 当社に届け出るべき事項に関し届出を怠り、又は虚偽の申告をしたとき

- (3)第36条第2項に定めるショッピング最低支払額の支払を遅延し、当社が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
- (4)第42条第2項に定めるマネーサービス最低支払額の支払を遅延したとき
- (5)差押、仮差押、保全差押、仮処分申立若しくは滞納処分を受けたときその他本会員の信用状態に重要な変化が生じたとき
- (6)手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停若しくはこれらに類する手続きの申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき
- (7)換金目的による商品購入等カード利用の状況が適当でないとき当社が判断したとき
- (8)ショッピングご利用枠の現金化等の換金を目的とした商品若しくは権利の購入又は役務提供の受領その他の方法による資金調達のためにカードショッピング利用の行為である等、正常なカード利用でないとき当社が判断したとき
- (9)①次条第1項各号に掲げるいずれかに該当することが判明したとき、②会員が自ら又は第三者を利用して同条第2項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったとき
- (10)その他当社が引き続き会員とすることが困難であると判断したとき
- 3.当社が本会員に対し前2項のいずれかの措置をとるときは、ファミリーアカウント会員も同様の措置を受けることとなります。また、当社がファミリーアカウント会員に対し前2項のいずれかの措置をとるときは、本会員も同様の措置を受けることがあります。

第21条の2(反社会的勢力の排除)

- 会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。
 - 暴力団
 - 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係の役員・従業員
 - 総会屋等
 - 社会運動等標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - 暴力団員が経営を支配すると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - 上記(1)から(11)の共生者又はその他これらに準ずる者
- 会員は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - その他上記(1)から(4)に準ずる行為

第22条(会員の申し出による退会及びカードの廃止)

- 本会員は、当社所定の方法によって申し出ることにより、退会することができます。この場合、本会員は、第24条第4項に基づき、当社から請求があった場合には、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 本会員は、当社所定の方法によって申し出ることにより、全部又は一部のカードを廃止することができます。この場合、本会員は、第24条第6項に基づき、当社から請求があった場合には、当該カードの使用に関して発生した当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。なお、ファミリーアカウント会員カードを廃止した場合、当該カードに係るファミリーアカウント会員は退会となります。
- 本会員は、退会后においても、発行を受けたカードに関して生じる一切の未払債務について、また、カードの廃止後においても、そのカードに関して生じる一切の未払債務について、その支払の責任を負うものとします。

第23条(カードの返却又は破棄)

会員は、カードの廃止又は退会の措置がとられた場合、当社の指示に従って直ちにカードを当社に返却し、又はこれに切り込みを入れて破棄しなければなりません。

第24条(期限の利益喪失)

- 本会員は、第42条第2項に定めるマネーサービス最低支払額の支払を

遅延した場合、当社からの通知、催告を受けることなく、一切のマネーサービス利用残高について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとし、

2. 本会員は、第36条第2項に定めるショッピング最低支払額の支払を遅延した場合で、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、一切のショッピング利用代金残高について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとし、
3. 本会員は、次のいずれかに該当する場合には、通知、催告を受けることなく、当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとし、
 - (1)第21条第2項に基づき退会となったとき(ただし、カードショッピング利用に関する未払債務については、本会員の信用が著しく悪化した場合又は重要な条項に違反した場合に限ります。)
 - (2)差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたときその他本会員の信用状態に重要な変化が生じたとき
 - (3)手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停若しくはこれらに類する手続きの申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき
 - (4)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
4. 本会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとし、ただし、カードショッピング利用に関する未払債務の支払の遅滞を理由として第2号に該当する場合は、カードショッピング利用に関する未払債務については、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったときに初め、期限の利益を喪失するものとし、
 - (1)退会となったとき(ただし、第21条第2項に基づく退会を除く。)
 - (2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (3)本会員の信用状態が著しく悪化したとき
5. 本会員は、第21条第1項1号に基づきカードが廃止になったときは、通知、催告を受けることなく当社に対する当該カードの使用に関して生じた一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとし、ただし、カードショッピング利用に関する未払債務の支払の遅滞を理由としてカードが廃止になったときは、カードショッピング利用に関する未払債務については、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったときに初めて、期限の利益を喪失するものとし、
6. カードが廃止になった場合(ただし、第21条第1項1号によるカード廃止を除く。)で、当社から請求があったときは、当社に対する当該カードの使用に関して生じた一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとし、

第25条(遅延損害金)

1. 本会員は、最低支払額の支払を遅延した場合は、当該最低支払額の元金に対しお引落日の翌日から完済に至るまで、また、前条により期限の利益を喪失した場合は、その期限の利益を喪失した未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、以下の各号に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとし、ただし、諸手数料及び利息並びに遅延損害金等については、この限りではありません。
 - (1)マネーサービス利用に関する未払債務 年20.0%
 - (2)その他の未払債務 年14.6%
2. 本会員は、前項に定める場合の他、カードショッピング利用及びマネーサービス利用に関する未払債務以外の未払債務の支払を遅延した場合は、当該未払債務に対し、支払期限の翌日から完済に至るまで、年14.6%を乗じた遅延損害金を支払うものとし、

第26条(カードの紛失、盗難及び損害の補てん)

1. 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを使用された場合、そのカードの使用によるカード利用代金等そのカード使用に起因して生じる一切の支払については、本規約を適用し、すべて本会員が支払の責めを負うものとし、
2. 前項において、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に電話等により連絡のうえ、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の30日前から30日後の間に発生した損害については、当社は、本会員に対しその支払を免除します。
3. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本会員の支払は免除されないものとし、
 - (1)会員の故意又は重大な過失に起因して損害が発生したとき
 - (2)会員の家族、同居人等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用したとき
 - (3)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じたとき

- (4)本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じたとき
- (5)当社等が行う被害状況の調査に協力をしないとき
- (6)カード使用の際、暗証番号が使用されたとき
- (7)紛失、盗難又は被害状況の届出内容が虚偽であるとき

第27条(犯罪収益移転防止法)

1. 当社は、会員の入会に際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づく本人確認のため、入会申込者又は会員に運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、その他官公庁発行書類(顔写真付)いずれかのコピーその他の書類等を提出していただくことがあります。
2. 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合、当社は入会を承認せず、若しくは当該会員を退会とし、当該会員のショッピング若しくはマネーサービスの利用を制限することがあります。
3. 本会員は、「外国政府等における重要な公人等」に該当しない旨を申告していただきます。また、本会員が「外国政府等における重要な公人等」に該当することになった場合は、速やかに申告していただきます。

第28条(届出事項の変更)

1. 本会員は、当社に届け出た本会員及びそのファミリーアカウント会員の氏名、住所、電話番号(連絡先)、メールアドレス、勤務先及びご登録口座等に変更が生じた場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて会員にやむをえない事情があるときはこの限りでないものとし、

第29条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用)

会員は、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求に応じこの手続きを行うものとし、また、日本国外でのカード利用の制限又は停止に応じるものとし、

第30条(業務委託・債権譲渡)

1. 会員は、当社がコンピューター事務、代金決済事務、カード回収事務、債権管理回収業、与信管理に関する調査業及びこれらに付随する事務等をMasterCard Int'lの他、サービス委託会社、事務委託会社、情報処理委託会社、債権管理回収会社、与信管理に関する調査会社に業務委託することをあらかじめ承諾するものとし、
2. 会員は、当社が本規約に基づく会員に対する債権を必要に応じて当社所定の第三者に対して譲渡し、質入れその他担保提供し、又はその他の処分をすることをあらかじめ異議なく承諾するものとし、
3. 会員は、前項の債権を譲り受けた第三者が必要に応じて当該債権を再度当社に対して譲渡することをあらかじめ異議なく承諾するものとし、

第31条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社の間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の所在地、購入地又は当社の本社若しくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとし、

第32条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとし、

第33条(会員規約の変更、承認)

会員規約が変更された場合には、当社は、本会員に対して、当社所定の方法により変更内容を通知し又は新会員規約書を送付します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトによる公表をもって、通知又は送付に代えることができるものとし、)。当社による変更内容の通知又は新会員規約の送付(Webサイトによる公表を行った場合には当該公表)の後に、会員がカードを使用したとき又は会員から何らの異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。

第2章 カードショッピング

第34条(カードショッピング利用方法)

1. 会員は、次の各号に掲げる加盟店(以下「加盟店」という。)にカードを提示し、所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引(以下、これらを「ショッピング取引」という。)の代金の決済サービス(以下「カードショッピング」という。)を利用することができます。なお、当社が適当と認めた加盟店において、売上票への署名を省略すること、又は署名に代えて会員自身がカード暗証番号を端末機等への入力を行うことによりカードショッピングを利用できることがあ

ります。また、利用方法について別に指定がある場合には、その手続きに従うものとします。

(1)当社と契約した加盟店

(2)当社と提携したクレジットカード会社又は金融機関と契約した加盟店

(3)MasterCard Int'lと提携したクレジットカード会社又は金融機関と契約した加盟店

- 通信販売との取引等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金等継続的役務のうち当社所定のものについて、会員がカード番号等カード情報を事前に加盟店に登録する方法により、その対価の決済にカードショッピングを利用することができます。この場合で、カード番号等カード情報の変更があったときは、会員は加盟店へ当該変更内容を通ずるものとします。また、カード廃止、退会その他カードの利用が制限されることとなった場合には、会員は、通信サービス料金等継続的役務の対価に係る決済方法をカードショッピングから他の方法に変更するものとし、加盟店へ当該変更の内容を通知するものとします。なお、会員は、当社が必要であると判断した場合に、当社が上記変更内容を加盟店に通知することをあらかじめ承諾します。
- 第1項の定めにかかわらず、ICチップを搭載したカード(以下「ICカード」という。)による利用その他当社が適当と認めた場合に、当社が指定する加盟店においてカードショッピングを利用する際、売上票への署名に代えて、会員自身による端末機等へのカード暗証番号の入力を求めることがあります。
- カードショッピングに際して、カードショッピング利用代金、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては当社の承認が必要となります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードの利用に関する照会を行い、当社が加盟店に承認結果を回答することをあらかじめ承諾するものとします。
- 会員は、カードショッピングを生計費決済のみに利用します。当社は、会員のカードショッピング利用が適当でないとして判断した場合、会員と加盟店との取引が当該会員にとって商行為であると当社が判断した場合又はショッピング最低支払額がお引落日に支払われなかった場合に、カードショッピングの利用をお断りする場合があります。また、貴金属・金券類・パソコン等の一部商品については、カードショッピングの利用を制限する場合があります。
- 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカードショッピングの利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第35条(利用代金決済のための債権譲渡の承諾及び立替払の委任)

- 会員は、カードショッピング利用による取引により生じた加盟店の会員に対する債権に関し、当該加盟店が直接又は提携クレジットカード会社、MasterCard Int'lと提携した金融機関若しくはクレジットカード会社その他当社が適当と認めた第三者を経由して、当社に債権譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 会員は、カードショッピング利用による取引により生じた加盟店の会員に対する債権に関し、当社に対し、直接又は当社が提携クレジットカード会社、MasterCard Int'lと提携した金融機関若しくはクレジットカード会社を経由して、当該加盟店に立替払することをあらかじめ委託するものとします。

第36条(ご返済方式及びお引落方法)

- カードショッピング利用に係る弁済金(カードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料をいう。)のご返済方式は、残高スライド元利定額リボルビング方式によるものとします。
- カードショッピング利用代金残高及びそのショッピング手数料については、当該お引落日に対応する締切日におけるカードショッピング利用代金残高(ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した場合を含む。以下同じ。)のうち当社が請求手続をとっていないものの合計額を基準として、別表1に定める最低支払額(以下「ショッピング最低支払額」という。)相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。
- 本会員がミニマムペイメント払いを指定した場合、カードショッピング利用に係る当月請求額(弁済金)は、ショッピング最低支払額とします。ただし、カードショッピング利用代金残高とのお引落日におけるショッピング手数料の合計額がショッピング最低支払額より少ないときは、当該カードショッピング利用代金残高とのお引落日におけるショッピング手数料の合計額を当月請求額とします。
- 本会員が残高一括払いを指定した場合、カードショッピング利用に係る当月請求額(弁済金)は、その月のお引落日に対応する締切日におけるカードショッピング利用代金残高とのお引落日におけるショッピング手数料の合計額とします。
- 本会員は、前2項の定めにかかわらず、カードショッピング利用代金残高及びそのショッピング手数料の合計額が第12条に定めるご利用枠のいずれ

かを超過した場合、その超過額に相当する金額については、当社が適当と認めるときを除き、これを一括で支払うものとします。

第37条(ショッピング手数料)

お支払日(第16条又は第18条に基づくお支払を行う日をいいます。以下同じ。)におけるカードショッピング利用代金に対する手数料(包括信用購入あっせんの手数料をい、以下「ショッピング手数料」という。)は、お支払日におけるカードショッピング利用代金残高に対し、別表1記載の当社所定の手数料率を乗じて、当該お支払日までの日割計算により算出した金額とします。ただし、カードショッピング利用日から最初に到来するお引落日までの期間は、当該カードショッピング利用代金に対するショッピング手数料はかかりません。

第38条(商品の所有権留保)

会員は、カードショッピング利用により商品を購入した場合、当該商品にかかるカードショッピング利用代金についての当社への支払が完了するまでは、当該商品の所有権が当社に留保されることを承諾します。

第39条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品若しくは権利又は提供された役務(サービスを含む。以下同じ。)が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に当該商品、権利又は役務の交換又は再提供を申し出るか、又は当該売買契約もしくは役務提供契約の解除をすることができます。

第40条(支払停止の拒弁)

- 本会員は、次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務又は権利について、支払を停止することができます。
 - (1)商品の引渡、役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ。)又は権利の移転がなされていないこと
 - (2)商品の破損、汚損、故障その他の欠陥があること
 - (3)その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由があること
- 当社は、本会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
- 本会員は、前項の申し出をするときは、あらかじめ第1項に定める当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 本会員は、第2項の申し出をするときは、速やかに第1項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付していただきます。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。
 - (1)カードショッピング利用が割賦販売法の適用を受けないとき
 - (2)カードショッピング利用について割賦販売法の適用が除外されるとき(割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき)
 - (3)1回のカードショッピング利用に係るショッピング取引の現金販売価格又は現金提供価格の合計が3万8千円に満たないとき
 - (4)その他本会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき
- 本会員は、当社がカードショッピング利用代金残高から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用代金及びショッピング手数料の支払を継続するものとします。

第3章 マネーサービス

第41条(マネーサービスの利用)

- 会員は、当社が認めた場合、次の各号に定めるいずれかの方法により、当社から現金を借り受けできるサービス(以下「マネーサービス」という。)を利用することができます。1回あたりのご利用金額は1千円以上1千円単位とします。
 - (1)当社の指定する日本国内及び国外の現金自動支払機及び現金自動受払機(以下、まとめて「ATM機等」という。)にカード暗証番号を入力して所定の操作をしてご利用金額を受け取る方法
 - (2)電話、インターネット等を利用して当社所定の方法により申込み、当社からのご登録口座への振込によりご利用金額を受け取る方法(ただし、ファミリーアカウント会員はこの方法によるマネーサービスの利用はできません。)
 - (3)その他当社所定の方法
- マネーサービスの利用日は、前項第1号の場合は、会員がATM機等を利用したことを当社が把握した日とし、第2号の場合は、当社がご利用金額をご登録口座に振込をした日とします。ただし、海外でのATM機等の利用日は、日本時間により決定するものとします。
- 当社が適当と認めた本会員は、マネーサービスの他、別途定める各種ロー

ン規定に従い、各種ローンを利用することができます。

4. 会員が、本会員に係る次条第2項に定めるマネーサービスご利用残高がある状態で、新たにマネーサービスを利用した場合、当社は、従前のマネーサービスご利用残高と当該マネーサービスのご利用金額の合計額に相当する金額を新たに借り入れたものとして取扱います。ただし、従前のマネーサービスご利用残高に適用される利率と新たなご利用金額に適用される利率が異なる場合は、この限りではありません。
5. 第17条第1項第2号又は第3号の規定により交付する書面に記載される返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する貸付の後に行われる貸付その他の事由により変更になることがあります。
6. 当社は、必要と認められた場合、いつでも新たなマネーサービスのご利用を中止し、又は連帯保証人を立てることを請求することができるものとします。

第42条(ご返済方式及びお引落方法)

1. マネーサービスのご利用金額及び次条に定めるその利息の返済方式は、残高スライド元利定額リボルビング方式によるものとします。
2. マネーサービスのご利用金額及びその利息については、当該お引落日に対応する締切日におけるマネーサービスご利用残高(ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。)のうち当社が請求手続をとっていないものの合計額を基準として、別表2に定める最低支払額(以下「マネーサービス最低支払額」という。)相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。
3. 本会員がミニマムペイメント払いを指定した場合、マネーサービス利用に係る当月請求額は、マネーサービス最低支払額とします。ただし、マネーサービスご利用残高とのお引落日における利息の合計額がマネーサービス最低支払額より少ないときは、当該マネーサービスご利用残高とその利息の合計額を当月請求額とします。
4. 本会員が残高一括払いを指定した場合、マネーサービス利用に係る当月請求額は、その月のお引落日に対応する締切日におけるマネーサービスご利用残高とこれに対する当該お引落日までの利息の合計額とします。
5. 本会員は、前4項の定めにかかわらず、マネーサービスご利用残高及びその利息の合計額が第12条に定めるご利用枠のいずれかを超過した場合、その超過額に相当する金額については、当社が適当と認めるときを除き、これを一括で支払うものとします。
6. 当社が適当と認められた場合、当社所定の基準により優遇利率を適用することができるものとします。優遇利率が適用になった場合、新利率適用後に当社所定の方法で通知します。ただし、前年と同じ優遇利率が適用になった場合は通知を省略することがあります。また、優遇利率適用後に優遇利率解消となった場合、退会となった場合又は期限の利益喪失となった場合は、前項に定める当社所定の利率が適用されるものとし、当社所定の方法で通知します。

第43条(利息)

お支払日におけるマネーサービスご利用金額に対する利息(以下「利息」という。)は、お支払日のマネーサービスご利用残高に対し、別表2記載の当社所定の利率を乗じて、当該お支払日までの日割計算により算出した金額とします。

第44条(ATM機等利用時の手数料)

当社は、会員がATM機等を利用してマネーサービスを利用した場合に、当該会員に対して、法令の範囲内で当社が別途定める利用料を請求することができるものとします。

〈別表1〉カードショッピングの最低支払額表

カードショッピング利用代金残高	最低支払額(弁済金)
10万円未満	3,000円
10万円以上20万円未満	5,000円
20万円以上30万円未満	8,000円
30万円以上40万円未満	10,000円
40万円以上50万円未満	13,000円
50万円以上60万円未満	15,000円
60万円以上70万円未満	18,000円
70万円以上80万円未満	20,000円
80万円以上90万円未満	23,000円
90万円以上100万円未満	25,000円
以下、10万円増す毎に	5,000円を追加

※上記表に記載されたカードショッピング利用代金残高は、カードショッピングご利用残高のうち当社が請求手続をとっていない金額の合計額をいいます。

※お取引口座の残高不足等によりショッピング最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

※カードショッピング手数料は、実質年率で1.98~12.8%となります。カー

ドショッピング手数料は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。

※カードショッピング利用残高が100万円以上のショッピング最低支払額の例:130万円の場合45,000円、160万円の場合60,000円となります。

〈カードショッピングのミニマムペイメント払いによるお支払例〉

引落方法がミニマムペイメント払い、支払日が毎月27日、締切日がお引落日の14日前、手数料率の実質年率12.0%のカードを使用し、5月30日に100,000円のカードショッピング利用を行い、以降のカードショッピング利用がない場合(ただし、支払日は金融機関休業日ではないものとする。)のご返済例です。初回お支払日は6月27日、最終お支払まで3年6ヶ月40回のお支払となります。お支払総額は119,793円となります。

◆初回お引落日(6月27日)のお支払

●締切日(6月13日)時点の	
カードショッピング利用代金残高の合計額	100,000円
●6月のショッピング最低支払額	5,000円(別表1から)
●お引落日時点でのショッピング手数料	0円
●6月の当月請求額(弁済金)	5,000円
内、ショッピング手数料への充当額	0円
カードショッピング利用代金残高への充当	5,000円
●お引落後のカードショッピング利用代金残高	100,000円-5,000円=95,000円

◆第2回お引落日(7月27日)のお支払

●締切日(7月13日)時点の	
カードショッピング利用代金残高の合計額	95,000円
●7月のショッピング最低支払額	3,000円(別表1から)
●お引落日時点でのショッピング手数料	936円
	(95,000円×12.0%÷365日×30日)
●7月の当月請求額(弁済金)	3,000円
内、ショッピング手数料への充当額	936円
カードショッピング利用代金残高への充当	2,064円
●お引落後のカードショッピング利用代金残高	92,936円
	(95,000円-2,064円)

◆最終支払月(3年6ヶ月/40回)までのお支払総額は、119,793円になります。

〈別表2〉マネーサービスの最低支払額表

マネーサービスご利用残高	最低支払額(返済金額)
10万円未満	9,000円
10万円以上20万円未満	13,000円
20万円以上30万円未満	17,000円
30万円以上40万円未満	21,000円
40万円以上50万円未満	25,000円
50万円以上60万円未満	29,000円
60万円以上70万円未満	33,000円
70万円以上80万円未満	37,000円
80万円以上90万円未満	41,000円
90万円以上100万円未満	45,000円
以下、10万円増す毎に	4,000円を追加

※上記表に記載されたマネーサービスご利用残高は、マネーサービスご利用残高のうち当社が請求手続をとっていない金額の合計額をいいます。

※お取引口座の残高不足等により、マネーサービス最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

※マネーサービスの利率は、実質年率7.0~20.0%となります。マネーサービスの利率は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。

※マネーサービスご利用残高が100万円以上のマネーサービス最低支払額の例:100万円の場合49,000円、150万円の場合69,000円となります。

〈マネーサービスのお支払例〉

引落方法がミニマムペイメント払い、支払日が毎月27日、締切日がお引落日の14日前、利率の実質年率18.0%のカードを使用し、マネーサービスご利用残高のない状態で、5月14日に50,000円マネーサービスを利用し、以降のマネーサービス利用がない場合のご返済例です。初回お支払日は6月27日、最終お支払日11月27日、6回のお支払でお支払総額は52,971円となります。

	お引落日	お支払額/月内	利息充当内	元金充当	支払後残高
初回支払	6月27日	9,000円	1,084円	7,916円	42,084円
2回目	7月27日	9,000円	622円	8,378円	33,706円
3回目	8月27日	9,000円	515円	8,485円	25,221円
4回目	9月27日	9,000円	385円	8,615円	16,606円
5回目	10月27日	9,000円	245円	8,755円	7,851円
6回目最終	11月27日	7,971円	120円	7,851円	0円
お支払総額		52,971円	2,971円	50,000円	